

緑の地球

78

Vol.15-3



財団法人
国際緑化推進センター

UNFF第5回会合、森林条約など具体的枠組の議論難航

国連森林フォーラム（UNFF）第5回会合が5月16～27日、ニューヨークの国連本部で開催され、100カ国以上の国などが参加した。今回会合は、UNFFのこれまでの5年間の取組の実効性を総括・評価した上で、「森林条約」を含む森林

に関する今後の国際的枠組のあり方について取りまとめることが目的。議論では、各国とも何らかの国際的枠組は今後も必要との共通認識の一方、これまでの形態等の非効率さが指摘され、新たな枠組は世界レベルと地域レベル双方の枠組を活用

するとの基本方向ではほぼ一致した。しかし、具体的な国際的枠組として、法的拘束力のあるもの（森林条約）とするか否か、数値や期限を含む目標設定を行うか否かについて各国意見の隔たりは大きく、決議は持ち越した。このため、06年2

月13～24日にUNFF第6回会合を開催し合意を目指すことになった。また、5月25、26日に開かれた閣僚級会合では、「世界の森林の復旧・復興」、「森林法の施行および統治」、「将来の国際的枠組」について議論が行われた。（本誌3～4頁に詳細）

「京都議定書目標達成計画」が閣議決定、排出削減対策強化へ

地球温暖化対策推進本部（本部長＝小泉首相）による案作成を受け、「京都議定書目標達成計画」が4月28日、閣議決定された。

これまでの「地球温暖化対策推進大綱」に代わる「京都議定書目標達成計画」は、京都議定書に基づく日

本の温室効果ガス排出6%削減約束を達成するために、今後のより着実な温暖化対策の方向性を示すもの。

この中で示された2010年度排出量の基準年（1990年）比目標値は、▼エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）で0・6%増、▼非エネ

ルギー起源CO₂で0・3%減、▼メタンで0・4%減、▼一酸化二窒素で0・5%減、▼代替フロン等3

ガスで0・1%増。さらに、▼森林吸収源によるCO₂吸収で3・9%減、▼京都メカニズムの活用で1・6%減を確保。合計6%削減を達成

するとしている。

そのために、▽環境と経済の両立、▽技術革新の促進、▽国民運動・情報共有の促進、▽多様な政策手段の活用、▽評価・見直しプロセスの重視、▽国際的連携、を施策の基本に

気候変動に関する政府専門家セミナー、13年以降に向けた議論開始

気候変動に関する政府専門家セミナーが5月16～17日、ドイツのボンで開かれ、約200カ国が参加した。京都議定書発効を受け、次期枠組（2013年）を念頭に中長期的取組に関し、政府関係者が初めて意見交換する画期的な機会となった。

26カ国と欧州委員会が発表を行った中で、日本は主要排出国を含む長期的な排出削減努力や、すべての国が参加できる非懲罰的な仕組みの必要性を訴えた。途上国は、「共通だが差異のある責任」の原則のもと、更なる技術移転や資金供与などの必

要性を強調。また、欧州諸国は気候変動と貧困問題など他分野の政策措置との連携の重要性を強調した。率直な意見交換という会議の性格上、合意文書はないが、参加国間で概ね次の共通認識が得られた。

●気候変動の脅威に、すべての国が対応することが不可欠である。
●京都議定書の目標達成努力に加え、2013年以降はすべての国が有効な措置をとる必要がある。
●05年末開催のCOP11と京都議定書第1回締約国会合が、重要な交渉機会と位置づけられる。

気候変動枠組条約第22回補助機関会合、ボンで開催

気候変動枠組条約第22回補助機関会合（SB22）が5月19～27日、ドイツのボンで開催された。

今回の会合では、今年11月28日から12月9日までカナダのモントリオールで気候変動枠組条約第11回締約国会合（COP11）と歴史的な京都議定書第1回締約国会合が同時開催されることから、議論の形式等を取り決めるなど準備の作業が行われた。

また、気候変動への適応や緩和、途上国支援、国別報告、研究・観測など個別議題のもと、条約の着実な実施のための方策や各種方法論などで議論が深まった。

この他、京都メカニズムの本格活用を前に、エネルギー分野のCDMを促進するため、日本やオランダ、ブラジルなど7カ国により「CDMの将来」委員会が立ち上げられた。

CSD第13回会合、水・衛生・人間居住問題への取組を討議

国連持続可能な開発委員会（CSD）第13回会合が4月11～22日、ニューヨークの国連本部で開催された。

議題は第12回会合に続き「水、衛生、人間居住」。評価を踏まえた政策、実施計画など今後の取組について討議した。20～22日に行われた閣僚級会合には106カ国の環境、財務、経済、開発、住宅の担当閣僚らが出席。

席。政策の進め方について討議した。決定文書の主な内容は以下の通り。

【水】財源拡大／人材育成／雨水利用などの低コスト技術開発と技術移転／法整備とモニタリング能力の向上／統合水資源管理達成に向けた財政的・技術的支援の加速化と生態系における持続可能性強化

補助／難民・難民受入国への衛生施設提供／人材育成／低コスト技術開発・技術移転／性差に配慮した施策

【人間居住】スラム居住者の生活改善／弱者向け小規模金融の強化／人材育成による自立・雇用の促進
なお、次回会合テーマは「持続可能な開発のためのエネルギー、工業開発、大気汚染・大気、気候変動」。

黄河中流域の保全林造成に新たに無償資金協力

日本政府は、中国政府が取り組む「第2次黄河中流域保全林造成計画（第4期）」に対し、3億6900万円を限度とする無償資金協力を行うことを決めた。

中国には2億6000万に及ぶ

荒廃地が存在し、特に黄河中流域では4500万の荒廃地が広がり、土砂流出など被害が多発している。その対策として山西省で進められているのが「第2次黄河中流域保全林造成計画」。今回の第4期につい

ては、約1270に植林を行う。この計画の実施により、荒廃地の復旧、植林技術や植林地維持管理技術の現地住民への普及、周辺地域への黄砂飛散の抑制などの効果が期待されている。

●78号—目次—

国際緑化ニュース	1
国連森林フォーラム（UNFF）第5回会合結果報告	3
トピックス	5
NGO紹介＜サバ＝西アフリカの人達を支援する会＞	6
プロジェクト追跡	7
＜JICA：中国四川省森林造成モデル計画＞	
Green Earth 講座＜FAO・2005年版世界森林白書の概要（その1）＞	9
ワールドレポート＜アルゼンチン＞	11
センターの活動／基金へのご協力／その他の情報	13

地域レベルでの取組重視へ——国際的枠組の方向性を確認

林野庁海外林業協力室 課長補佐 宮 蘭 浩 樹

国連森林フォーラム第5回会合 (UNFF5) が、2005年5月16日から27日まで、国連本部 (ニューヨーク) において開催された。同会合には国連加盟国100カ国以上が参加したほか、森林に関連する国際機関・条約事務局・NGO・産業界・先住民社会等からも多数の参加があった。わが国からは、西村地球環境問題担当大使をはじめ、林野庁から梶谷森林整備部長、筆者、海外林業協力室山之内係長が出席したほか、外務省及び環境省から関係者が出席した。

1. 会合の概要

今次会合の目的は、UNFFのこれまで5年間の実効性を総括・評価した上で、法的拘束力のある枠組 (いわゆる「森林条約」) を含め森林に関する今後の国際的枠組のあり方等について検討することであった。会合は、第1〜3日目に全体会議

が行われた後、二つのワーキング・グループ (WG) に分かれて討議が行われた。WG1では主に今後の国際的枠組等を含む決議文全体について、WG2では主に資金及び将来目標について、それぞれ検討された。また、5月25日、26日には閣僚級会合も行われた。

なお、2週間の会期中、最終的な決議文の採択を目指し、コンタクト・グループ (わが国を含む主要国のみ参加) の深夜にまで及ぶ会合が断続的に実施されたものの、各国間で調整がつかず、合意に至らなかった。結局、決議文全てを「検討中」の扱いとして、2006年2月13日〜24日の日程でUNFF6を開催し合意を目指すこととなった。今次会合の主要な論点は以下のとおり。

(1) 森林に関する国際的枠組のあり方について

世界的な森林の減少・劣化に歯止

めがかかっている状況の中で、地球規模で持続可能な森林経営を実現していくためには、森林・林業分野に対する政治的コミットメントや社会全体の支持が必要不可欠であり、また、そのための具体的な行動を国際社会が協力・連携して推進していく観点からも、森林に関する国際的枠組は今後も必要、との認識を各国が共有していることが確認された。

しかしながら一方で、わが国をはじめ多くの国々が、これまでのUNFFのスキーム (国連加盟国が毎年一堂に会して検討する形態等) は、非効率で、また実効性が十分に確保できないことなどを指摘した。

このため今後の枠組については、効率的で、より実践的な取組の推進が図られるよう、地域レベルでの枠組を活用・強化していくべきとの方向性が、わが国を含む多数の国々から提示された。そこで、持続可能な森林経営の推進のための課題、必要な方策等について、地域レベル (ア

ジア・太平洋、アフリカ、欧州、北米、中南米、西アジアなど各地域) で検討し、その結果を世界レベルの会合に反映させていくとの基本的方向で各国の合意が図られた。また、地域レベルの会合の開催に当たっては、全く新たな受け皿を創設するのではなく、国連地域経済委員会やFAO地域林業委員会など、既存の枠組を有効に活用していく方向で検討されている。

(2) 法的拘束力のある枠組 (いわゆる「森林条約」) について

森林に関する今後の国際的枠組を法的拘束力のあるものとするか否かについては、各国の考え方が大きく異なっている状況にある。今次会合で「法的拘束力のある枠組が必要」との主張を行ったのが、EU、カナダ、ノルウェー、韓国など、その他大多数の国は、「法的拘束力のある枠組は必要ない、あるいは時期尚早」との考えであった。

この中でわが国は、「将来的には法的拘束力のある枠組が望ましいものの、現段階では議論が成熟しておらず、時期尚早」との立場で対応した。

この課題について最終的な結論は出ていないが、大勢としては、「法的拘束力はないものの、期限を設定した将来の目標を設定する」との方向で合意が図られた。また、その中で目標として設定する項目として、①森林減少傾向の反転、②森林の持つ多面的機能の強化、③保護地域の拡大及び持続可能な森林経営から生産された林産物の比率の増大、④政府開発援助 (ODA) の減少傾向の反転、⑤世界的な目標達成のための各国の努力及び現状の定期的報告、については合意された。

だが、具体的な期限の設定、目標達成のために各国が参考とすべき規範やガイドラインの開発の必要性の有無などの課題については、まだまだ各国とも考え方に隔りがある状況である。

2. 閣僚級会合の概要

5月25日、26日に行われた閣僚級会合は、全体会合で「森林に関する将来の枠組等について」、円卓会議1で「世界の森林の復旧・復興」、円卓会議2で「森林法の施行及びガ

バナンス」をそれぞれのテーマに掲げ、討論が行われた。

その中で、円卓会議1には林野庁の梶谷森林整備部長が出席し、世界の森林の復旧を図っていくためには、アジア森林パートナーシップを一つの参考に、地球規模で考えつつ地域レベルで行動に取り組むことの重要性などを指摘した。

また、全体会合では西村地球環境問題担当大使が、森林に関する将来の枠組については、違法伐採対策など、より実効性の期待できる課題に優先的に取り組んでいくことが重要であることなどを指摘した。

なお、採択予定となっていた閣僚宣言については、事務局作成の案が政治的メッセージに欠けることなどをわが国、EUなどが指摘し、その結果、閣僚宣言ではなく「議長総括」として取りまとめられた。

3. アジア・パシフィック・デー

5月18日には、アジア・パシフィック (太平洋) 地域の持続可能な森林経営を推進していくための課題等について意見交換することを目的とした発表及びパネル・ディスカッションが行われた。マレーシア、ネパール、インドなどの他、日本からは筆者がパネリストとして参加し、持

続可能な森林経営達成に向けたわが国のODA戦略及びわが国の海岸防災林技術について発表を行った。

4. 違法伐採問題について

今次会合では、わが国をはじめ、米国、オーストラリア、中国、EU、インドネシア、ロシア、南ア、フィリピン、スイス、トルコなど多数の国々が、違法伐採対策の重要性について言及した。世界銀行、NGOなどからも同対策の必要性が強調された。

その結果、議長総括の中に、▼木材・木製品の出所の認証、COCシステム (注)、自主的な行動規範の策定などが違法な行為を排除していくために重要であること、▼公共調達に関するルール構築など、合法的で持続可能に生産された木材製品の市場アクセスを強化することの重要性、などが盛り込まれた。

その他、本会合以外の場においても、アジア地域、欧州・北アジア地域等において違法伐採問題に対する取組を推進している「森林法の施行及びバナンス」(FLEG) プロセスに関する非公式協議やサイドイベントが開催されるなど、違法伐採問題に対する国際社会の関心の高さが窺われた。

5. おわりに

世界の持続可能な森林経営を包括的に推進していくための方策について、1992年の地球サミット以降、これまで「森林に関する政府間パネル (IPF)」、「森林に関する政府間フォーラム (IFF)」、UNFFの場で議論が行われ、今次会合ではその一つの区切りとして、「森林条約」を含む今後の国際的枠組のあり方について検討が行われたものの、残念ながらその具体的な枠組について合意に至ることはできなかった。

しかしながら一方で、これまでの取組を反省し、より効率的で実効性のある枠組を目指すなどの機運が高まってきていることも事実である。今次会合において地域レベルでの取組を重視する方向性が確認されたことは、アジア森林パートナーシップなどの取組を進めてきているわが国にとって歓迎すべき一つの成果である。そうした取組から得られた知見・経験を活かすことで、今後、わが国が国際的な森林討議の場で更なるイニシアチブを発揮していく機会が高まったと感じているところである。

●注：COCシステムはChain of Custody (チェイン・オブ・カस्टディ) (管理の連鎖) の略で、ここでは木材・木製品について、森林から消費者に至る加工・流通過程が明確になっているシステムを指す。

海岸林の防潮効果確認、インド洋津波森林被害実態調査



津波による土壌浸食で根が露出したマクマオウ

日本政府派遣のスマトラ沖地震・津波被害調査の一環として、林野庁では3月、タイ、スリランカの2カ国で海岸林等の森林被害実態について調査を実施。4月22日、その報告会が林野庁会議室で開かれ、津波被害に対する海岸林等森林の減殺効果が確認されたことが報告された。具体的には次のような内容。

【タイ】調査地IIブーケット県、パングー県
 ▼海岸部に植栽された高樹高・大径のマクマオウ林が、津波による漂流物の侵入・流出阻止に効果を発揮。
 ▼潮間域に密生したマングローブ林は、発達し相互に絡み合った根茎が土壌を守り、大いに防潮効果を発揮。
 ▼枝下高が高く、林床植生も発達していないヤシ疎林では、背後奥部まで津波が侵入し、大きな被害発生。

【スリランカ】調査地IIアンバラ県、バツティカロア県
 ▼マクマオウ植栽林（6年生、13〜20列）は、津波の侵入速度や圧力を減じ、土壌の浸食・流出を防止するなど高い防災効果を発揮。
 ▼ヤシ林では津波が容易に林帯を通り抜け、背後では甚大な被害発生。
 今回の調査を基に、被災国に対しては、▽防災緩衝帯としての海岸林造成、▽河口域でのマングローブ造成、▽適樹種の選択等を考慮した計画設定、などを含む提言が行われた。

モンゴルの環境問題を考えるシンポジウム

モンゴルの草原、森林地帯でのフィールド調査の成果を検討するシンポジウム「モンゴルの環境は今」（外務省、環境省、国連大学など後援）が、5月14日、東京都渋谷区のモンゴル大使館で行われた。

今回のシンポジウムは、バドジャール駐日大使の要請を受けた「びわ湖・フスグル交流協会」（吉良寛夫会長）が各研究プロジェクトに呼びかけ、草原植生、砂漠化、水文環境など7領域の研究者ら約80人が参加して開かれた。

モンゴル北部の永久凍土地帯の自然に変化が見られることや、火災と虫害によって森林地帯の生態系の損傷が著しいことなどが報告された。



地球市民村の竹編みドーム（通称バンブーエッグ）

愛知県で開催中の「愛・地球博」の一角にある地球市民村。ここでは、環境保全などで国際的に活動するNGOらが、「持続可能な社会づくり」をテーマに各自の取組の紹介や市民との交流を繰り広げている。

ギニアで熱帯林再生活動

（特活）サパ＝
西アフリカの人達を支援する会

森づくりと土づくりを通じた
貧困解消の取組



「サパ」西アフリカの人達を支援する会（SUPA）は、1998年に発足した。サパ（SUPA）とは、フランス語名頭文字からの略称。代表の高橋エミさんと事務局長の野澤真次さんはその以前、「カラ」西アフリカ農村自立協力会」を設立しマリで活動してきたが、運営が安定してきたのを機に、同会を後進に託し、新たにギニアでの活動を志してサパを設立した。特定非営利



植林後6年目の選抜作業（モロタ村）



ボカシ肥生産の研修を受ける村民達



サパ建設の小学校での授業風景（サナワリア村）

活動法人の認証取得は2003年。西アフリカに住む人々の貧困解消が活動目的。東京の本部事務局のほか、国内に6支部、ギニアに現地事務所がある。会員、寄付者を含む「サポーター」は約1200人。

活動地ギニアは、世界の最貧国が集中する西アフリカの一国。面積は日本の本州とほぼ同じ大きさだ。雨期の降雨量の多さから西アフリカの水害と言われ、かつては鬱蒼たる熱帯林で覆われていた。しかし、20世紀初頭から始まった欧州向け木材輸出のための大量伐採、さらに人口増加に伴う薪炭材の乱伐により、特に第2次大戦後は急速に熱帯林は減少した。住民に衣食住を供給していた森林の消失に加え、焼畑土壌の劣

化による農作物の減収で、食糧不足と生活基盤の崩壊に直面している。同国西部の農村地域で活動するサパは、▼熱帯林再生、▼有機肥料生産技術の普及、▼国連食糧農業機関（FAO）との提携による食糧生産、▼風土病の予防等に取り組んでいる。熱帯林再生活動では、これまでに3村で計238畧の植林を実施した。樹種はカシナツツやマングローなどの有用樹種。こうした新規植林のほか、自生種の萌芽稚樹も生かした混交成林を目指している。育林段階に入った現在は、間引きに当たる選抜作業も開始。一部の森は、村による自主管理へと移行しつつある。

農地の土壌劣化を改善するための活動では、日本の伝統的有機肥料「堆肥とボカシ肥」の手法を導入。その普及を目指し、02年に「有機肥料生産技術研修センター」を建設し、周辺の農民に研修を行っている。

FAOとの提携プロジェクトとは、小学校菜園で米や野菜の栽培を通じて子ども達が農業の大切さを学び、収穫物は学校給食として利用されるというもの。途上国各地1000カ所を実施される中、唯一サパのサイトで有機肥料栽培が試みられている。

マラリア、ギニアアームなど風土病の予防では、深井戸設置、健康診断、衛生講習などを行っている。

このほかにも小学校の建設など、その活動は多彩だ。

一方、国内では、「苗木の里親」を募ると共に、カレンダーや絵本などの販売を通じて支援資金づくり、チャリティー・コンサート開催、イベント参加などを行っている。

◆特別非営利活動法人サパ＝西アフリカの人達を支援する会（SUPA）
 〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3
 TEL 03 3237 7022
 FAX 03 3237 5520
 Eメール: supa@jade.dti.ne.jp
 URL: http://www.rpo-supac.com/index.html



喜徳県の造林地（2002年）

きく二つに分かれます。
西昌市、喜徳県の現場は、年間1
000ミ前後の降雨量があります

が、そのうち90%が5月下旬から10
月上旬の半年に降り、あとの半年は
乾季となります。その上、3、4月

(3)訓練・普及分野
訓練としては、幹部コースと中堅
技術者コースの2コースを実施しま
した。幹部コースは林業局・郷鎮人
民政府幹部を対象に、林業政策につ

ける見込みです。
これまで472畝のモデル林を
造成し、今年度は103畝の造林を
実施することから、当初目標の50
0畝を超えるモデル林造成が達成さ
れる見込みです。

造林の方法を指導しています。
これまでに472畝のモデル林を
造成し、今年度は103畝の造林を
実施することから、当初目標の50
0畝を超えるモデル林造成が達成さ
れる見込みです。

また、モデル森林の造林に当たっ
ては、地元農民を雇用し、造林作業
開始時には農民大会を開き、造林契
約の内容等を説明するとともに、造
林時には専門家が現場に行き、直接
造林の方法を指導しています。

昭覚県の現場は海拔2800〜3
500ミの高地で、低温、強風によ
る影響を考慮する必要があります。
これらいずれの箇所も立木がほと
んど無く、従来から造林が困難とい
うことで放置されてきたところだ
す。特に土壌養分の少ない荒廃した
土地で造林を実施していることか
ら、「主林木+肥料木」の組合せに
よる混植を基本としています。

温度が上昇して、植栽木が活動を
始める時期に乾いた強い南風が吹
き、乾燥が促進されます。

西昌市、昭覚県の2箇所の地点に
苗畑を建設しました。

標高約1600ミの西昌市の苗畑

(1)苗畑分野

西昌市、昭覚県の2箇所の地点に
苗畑を建設しました。

標高約1600ミの西昌市の苗畑

(2)造林分野

モデル造林地の特徴としては、大

規模に行われ、地形、地質的に
適した場所においては良好な成長を
しています。また、1998年以来、
四川省においては伐採禁止措置が取
られるとともに、「退耕還林（傾斜
25度以上の耕地等を対象として造林
を実施）」「天然林保護（今まで天然
林の伐採に従事していた人を森林の
管理、造林業務に転換）」等のプロ

プロジェクトにより積極的に造林が進め
られています。しかし、地形的・社
会的要因等から、まだまだ多くの荒
廃地が見られます。

プロジェクトの目標

当プロジェクトの目標は、「安寧
河（長江の支流）流域の西昌市、喜
徳県及び昭覚県において、自立的に
造林活動を実施する基盤が形成され
る」ことであり、そのために、①造
林用苗木生産の技術開発、②主に水
土保全を目的とした造林技術の開
発、③育苗・造林活動を管理・実
施・普及する技術者の養成、④地域
住民に対し、育苗・造林技術の普及
⑤地域住民に対し、森林保全の重要
性についての啓発教育を行うこと、
としています。このため、プロジェ
クトにはチーフアドバイザー、業務
調整、苗畑、造林、訓練／普及の専
門家5名が派遣されています。

は面積が1・8畝あり、主に温帯・
熱帯の樹種を育苗しています。根系
の発達した優良な苗木を生産するた
め、底無しポットを使用しています。
また標高の高い昭覚県の苗畑（標
高約3000ミ）は面積1・0畝で、
裸苗中心に、モミ、トウヒ等を育苗
しています。優良な苗木を生産する
とともに、育苗期間の短縮によるコ
スト削減を目指しています。

2004年度の育苗本数は、約92
万本でした。

(2)造林分野

モデル造林地の特徴としては、大



西昌市にある苗畑

文II大西満信（JICA同プロ
ジェクト・チーフアドバイザー）

プロジェクトは当初計画の5カ年
が経過し、ほぼ目標を達成すること
ができました。しかし、引き続き、
①トレー型ポットによる育苗技術の
開発、②高山地域の育苗、造林技術
の開発、③簡易治山技術の開発、④林
間牧草栽培試験等を推進することが
必要であることから、2007年10
月まで延長することとなりました。

また、延長期間中は、これまでの
技術開発成果を凉山州の技術規定の
中に取り入れることが重要な課題と
なっています。

今後の課題

プロジェクトは当初計画の5カ年
が経過し、ほぼ目標を達成すること
ができました。しかし、引き続き、
①トレー型ポットによる育苗技術の
開発、②高山地域の育苗、造林技術
の開発、③簡易治山技術の開発、④林
間牧草栽培試験等を推進することが
必要であることから、2007年10
月まで延長することとなりました。

また、延長期間中は、これまでの
技術開発成果を凉山州の技術規定の
中に取り入れることが重要な課題と
なっています。

プロジェクトは当初計画の5カ年
が経過し、ほぼ目標を達成すること
ができました。しかし、引き続き、
①トレー型ポットによる育苗技術の
開発、②高山地域の育苗、造林技術
の開発、③簡易治山技術の開発、④林
間牧草栽培試験等を推進することが
必要であることから、2007年10
月まで延長することとなりました。

また、延長期間中は、これまでの
技術開発成果を凉山州の技術規定の
中に取り入れることが重要な課題と
なっています。

プロジェクトは当初計画の5カ年
が経過し、ほぼ目標を達成すること
ができました。しかし、引き続き、
①トレー型ポットによる育苗技術の
開発、②高山地域の育苗、造林技術
の開発、③簡易治山技術の開発、④林
間牧草栽培試験等を推進することが
必要であることから、2007年10
月まで延長することとなりました。

また、延長期間中は、これまでの
技術開発成果を凉山州の技術規定の
中に取り入れることが重要な課題と
なっています。

プロジェクトは当初計画の5カ年
が経過し、ほぼ目標を達成すること
ができました。しかし、引き続き、
①トレー型ポットによる育苗技術の
開発、②高山地域の育苗、造林技術
の開発、③簡易治山技術の開発、④林
間牧草栽培試験等を推進することが
必要であることから、2007年10
月まで延長することとなりました。

また、延長期間中は、これまでの
技術開発成果を凉山州の技術規定の
中に取り入れることが重要な課題と
なっています。

プロジェクトは当初計画の5カ年
が経過し、ほぼ目標を達成すること
ができました。しかし、引き続き、
①トレー型ポットによる育苗技術の
開発、②高山地域の育苗、造林技術
の開発、③簡易治山技術の開発、④林
間牧草栽培試験等を推進することが
必要であることから、2007年10
月まで延長することとなりました。

☆プロジェクト追跡☆

国際協力機構

中国四川省森林造成モデル計画

長江上流域の森林回復に向けた造林技術の開発

実施の背景と経緯

国際協力機構（JICA）が中国
四川省凉山彝族自治州で行っている
「四川省森林造成モデル計画」プロ
ジェクトは、1998年夏に発生し
た長江の大洪水を契機に長江上流の
植林の重要性が認識されたことか
ら、2000年7月より5カ年の計
画で開始されました。

長江上流の四川省は、古くから木
材生産地であり大量の木材が生産さ
れてきました。しかし、1990年
代半ばころから、大躍進政策、鉄道
開設等のための木材供給、耕地の造
成など過度の開発により伐採が進め
られ、森林が大幅に減少しました。
安寧河流域においても、1960年
代に盛んに伐採が行われ、森林の荒
廃が進みました。

その後、ウンナンマツの航空実播
が大規模に行われ、地形、地質的に
適した場所においては良好な成長を
しています。また、1998年以来、
四川省においては伐採禁止措置が取
られるとともに、「退耕還林（傾斜
25度以上の耕地等を対象として造林
を実施）」「天然林保護（今まで天然
林の伐採に従事していた人を森林の
管理、造林業務に転換）」等のプロ

— 世界の森林を取り巻く最近の情勢 —

森林からの経済的利益の実現がテーマ

国連食糧農業機関（FAO）が2年毎に更新する「世界森林白書」の2005年版（State of the World's Forests 2005：英語版・本文全123頁10付録データ）が先ごろ発表された。

05年版のテーマは、「森林からの経済的利益の実現」。森林部門の経済的発展性は森林資源の環境・社会・文化的機能を守る上での必須条件との認識のもと、その可能性が探求されている。

構成は、「森林部門の情勢と進展」、「森林部門における今日の論点」の大きく二部に分かれ、その第一部では、▼森林資源▼森林の管理・保全・持続可能な開発▼制度の側面▼国際的な森林政策協議の各章を掲げて最近の趨勢を概説。第二部では、今回テーマに沿った経済的視点からの分析が中心になっている。本誌では、同白書巻頭の「概要」から、編集部版訳として紹介する。

I. 森林部門の情勢と進展
〈森林資源〉

世界森林資源評価の更新

FAOは05年後半、「世界森林資源

評価2005年版（FRA2005）」を発表する予定である。FRA05では報告の枠組として、地域毎の基準・指標プロセスで検討される持続可能な森林経営の主題項目を柱に置き、その傾向と状況に焦点が当てられる。なお、近年は農山村住民の生活上や利益の公平な分配、食糧安全保障、またそれら目標の実現に向けた森林の役割などが特に重要視されるようになってきていることから、最近のFRA報告書には経済的側面に加え、森林資源の社会・環境的側面も追加されるようになっていく。

森林の炭素蓄積変化の算定

気候変動に関する国際協議の進展は、森林目録が有するその範囲、技術、重要性を変えていくものとなるだろう。「2005年版世界森林白書」（以下、白書05）では、▽国連気候変動枠組条約の全締約国は炭素蓄積変化を算定・報告しなければならぬこと、▽京都議定書で炭素蓄積のモニタリング・収支説明の規則が加えられたこと、▽同議定書における「共同実施」／「タリ

ン開発メカニズム（CDM）」の吸収源プロジェクトに関する規定に従って、クレジット取得のためには植林プロジェクトにおける炭素蓄積のモニタリング義務が課せられていること、などに言及している。

熱帯地域の二次林

二次林の定義の仕方によって数値は変わってくるが、アフリカ、アメリカ、アジアの熱帯地域における劣化森林と二次林は、2002年時点で8億5000万ヘクタールと推定されている。二次林（この定義は、元来の森林植生が重大な攪乱の後に主に自然のプロセスで再生した森林）が、貧困削減や食糧安全保障の増進、環境上の諸サービス提供などで果たしている価値については、現在十分に認識されていない。森林専門家や政策決定者ももっとその重要性について取り上げる努力をするならば、認知はずっと高まるはずである。

島嶼途上国の森林

島嶼途上国全体の森林面積は750

いては隙間市場への参入が模索されており、新しい技術が提供可能な品目範囲を広げている。食料や石炭、化粧品原料として、ヤシの油や仁（注1）穀の中に含まれている柔らかい部分）は近年、高需要・高価格の人気を獲得、アジアの油ヤシ栽培ブームを活気づけている。技術開発は竹の革新的な利用法の道も切り開き、たとえば削片板の原料などにもなっている。麦わらや稲わらは非木材繊維として、パルプや製紙産業でもっとも広く使われている。

特用林産物の国際貿易

白書05では、特用林産物（注2）木材以外の林産物）の国際貿易の額、傾向、流れに関してFAOが行っている研究の最新結果を紹介している。貿易データの収集、まとめ、分析に当たっては、数々の問題が伴う。その理由としては、国や機関、執筆者間などで用語の統一がまったく図られていないことがある。また、特用林産物は合成品の構成要素として市場に入るため、特定が難しいこともある。1992年から2002年の10年間で、特用林産物の国際貿易額は1.5倍に増えている。貧困削減方策の一つとして特用林産物の商業化が推進されるとしたら、その前に、利益の公平な分配など多くの課題を慎重に検討しておく必要がある。

〈森林の管理・保全・持続可能な開発〉

持続可能な森林経営と生態系アプローチ

最近の国際森林討議での焦点の一つに、「持続可能な森林経営」（国連環境開発会議で採択された森林原則声明で定義）と「生態系アプローチ」（生物多様性条約で定義）——森林に適用された場合——について、相互に似通ったものであり、その相違点は何か、いかに両者を統合できるかといった議論がある。この二つの概念を比較してみると、持続可能な森林経営の方は主として「森林」という一種類の生態系を扱うものであり、一方、生態系アプローチは一連の生態系を対象としているという点以外、ほとんどその基本原則に両者の違いはない。持続可能な森林経営と生態系アプローチの統合は、モニタリングや報告のための指標の共通化へとつながり、それによって国々の報告上の負担が軽減されることになるだろう。また、森林管理活動の向上に向けた情報や経験の共有化が進むとともに、より整合性のとれた政策開発や立案が行われる結果ともなる。いたずらに論争を繰り返すのではなく、今や実行にこそ努力を傾けるべきであり、実践活動や手段、モニタリングの進展を強化していくべきだろう。

森林景観の修復

資源のさらなる減少を最小にとどめ

るための持続可能な森林経営と保全に向けた一般的アプローチに加え、健全で生産性が高く生物学上豊かな森林資産を長期的に保証するためには、景観というレベルでの劣化地の修復も必要との認識が高まっている。2003年3月には「森林景観修復に関する地球パートナーシップ」が立ち上げられ、それを契機に、各国政府や機関は、森林資源の管理と保全を補完するものとしてこの概念を検討するようになっていく。それは決して新規の考えではないが、景観レベルで取り決める図ろうとしていること、形態が変化した森林を元来の姿そのままに復元すべきとする強い主張を実利的な立場から拒絶しているところに斬新さがある。森林の産物・サービスの流れを良くしていくためには住民の生計と自然保護の均衡が必要であって、それにはダイナミックで多様な機能をもつ景観の森林で最善に達成されるかの考えのもとで、森林景観の修復が実施される。

林業とエコツーリズム

自然体験を目玉とした観光やエコツーリズムでは、鳥類観察や林冠歩道体験、山歩き、野生動植物の観察など森林が舞台となるものが多く、対象の地域や国には相当の利益がもたらされる。こうした観光は、森林や野生動植物を保護する意欲を刺激するものとなるように、資源を引き出すことなく収入を得る手段を住民に提供するものと

0万ヘクタールで、全体の陸地面積の63%を占めているが、個々の国によって被覆率は大きく異なっている。森林の減少は過去10年間で減速傾向が見られるが、島嶼途上国の多くでは年間平均減少率は依然として高い。その主な原因には、森林から農地への転用のほか、道路や港湾、住宅、観光開発などインフラ整備の影響などが挙げられる。その一方で、1990年から2000年の10年間に、主に植林によって森林被覆率が上がった国もある。白書05では、島嶼途上国における持続可能な森林経営達成に向けた取組のあらましを述べるとともに、森林部門の今後の進展に何が好機となり得るかを示している。

アジアで進む原料資源の革新

アジアでは、工業用原料の新しい資源として、農業廃棄物のほか、農園栽培されるゴムやココナツ、竹、油ヤシの利用が進んでいる。たとえばマレーシアでは、ゴム産物の輸出評価額は年間およそ10億米ドルに上っている。ココナツヤシの繊維加工品などはまだ大半が国内消費用だが、特製品につ

なる。エコツーリズムがもし適切に運営されるならば、生計の道が乏しい農村に新しい雇用の機会が産み出される。だが一方、最近の研究では、これまでいわゆる「自然に優しい」と思われてきたエコツーリズムのある種のものは、野生生物にストレスを与え、繁殖パターンを混乱させ、動物の行動を変化させるとの指摘がなされている。白書05では、自然体験型観光産業の環境・経済・社会・文化的側面について概説するとともに、そのブームが持続可能な森林経営にとって新たな挑戦と好機となる可能性に触れている。

生物安全保障と侵入性外来樹種

新種の移入や交配、遺伝子組み換えに潜在する負の影響への懸念から、リスク管理のための規制の枠組・政策を開発すべきとする声が高まっている。外来樹種は、もちろん国や地方の経済を支える働きも、環境や社会に大きな価値をもたらしもする。しかし、事前の慎重な配慮や現場での管理がおろそかにされるとき、種が隣接地域にまで入り込み、多くの問題を引き起こす危険がある。また、国際貿易の拡大や人の移動の増大、検疫業務の広がりなどに伴って、偶発的な種の侵入も増えるだろう。リスク評価に当たっては、信頼できる情報と、経済や環境への影響についての深い洞察が非常に重要である。



●アルゼンチン● 経済危機を経て広大な造林適地に植林投資を促進中

(社) 海外林業コンサルタント協会 研究部長 加藤 和久

アルゼンチンと聞いて、皆さんは何を思い浮かべるでしょうか。日本の真裏に位置する国、「母を訪ねて三千里」、タンゴにワイン、サッカー、ペロン大統領夫人をモデルにした映画「アビータ」、それとも1982年のフォークランド紛争、2001年末の対外債務不履行でしょうか。アルゼンチンは、南米大陸南部の西経53度、74度、南緯21度、55度に位置し、国土面積は2億7804万



観光地にもなっているパタゴニア・アンデス山脈の風光明媚な天然林地帯

と日本の7・4倍あり、南北全長は3800kmに及びます。西側チリとの国境地帯にはアンデス山脈が連なり、最高峰アコンカグア(6960m)がそびえています。この山岳地帯を除き、国土のほとんどは平原もしくは緩やかな起伏の台地からなっています。農業生産が集中している大平原パンパは、首都ブエノスアイレスから内陸部に向け扇状に広がり、国土の約20%を占めます。

同国の気候帯は、大きく亜熱帯、温帯、乾燥帯、寒冷帯と4区分できます。亜熱帯は北部に見られ、温帯は中西部で主にパンパ地域と重なり、乾燥帯は西部に広がり、アンデス山脈に沿って南北を縦断しています。パンパの南側のパタゴニア地域ではアンデス山脈から1km東に行く毎に50mmの降雨量が減り続け、数十kmも東に進むとあっという間に乾燥帯に突入します。寒冷帯はパタゴニア南部、南部島嶼部及びアンデス山脈の高山部分等に見られます。

人口は3914万人(04年推計)、1平方km当たり14人の人口密度です。アルゼンチンは移民の国であり、他の大部分の中南米諸国と異なり、約85%はヨーロッパ系です。

森林概況

(1) 天然林賦存状況

20世紀初めの森林面積は、国土の3分の1以上の約1億haでしたが、今世紀半ば過ぎには天然林の無秩序な伐採が行われ、特にケブラッチョ(Schinopsis lorenzii)などの硬木は鉄道の枕木、土木建築用材に使われ、森林は急激に減少していききました。現存する天然林面積は約3319万haで、大半はバルケ・チャケーニョ地域に残されています(表1)。

(2) 人工造林

産業造林は1940年代から開始され、当初は巴拉ナ河とウルグアイ河のデルタ地帯にポプラとヤナギが

植えられました。その後、北東部のミシオネス州に、米国から導入したエリオットマツとチューダマツが植林されるようになりました。

1990年代の終盤には人工林面積は約77万haとなり、ミシオネス、コリエンテス、エントレリオスの3州からなるメソポタミア地方で全体の71%を占めます。樹種はマツ等の針葉樹とユーカリが主体で、これに少量のセンダン(Melia azedarach)等が植えられています。とくにミシオネス州には全国のマツ人工林の約55%が分布し、林業開発の中心といえます。また、パタゴニア地域等ではボンデローサ松やダグラスファーも植林されています。

植林面積はブラジル、チリに次いで南米では3位に躍進しており、政府は2010年までに現在の3倍に拡大することを目指しています。なお、2000年の植栽面積だけをみると13万haで、ブラジルの14万haに肉薄し、チリの9万haを上回ります。

ユーカリチップ輸出が加わりました。

対外債務不履行問題

アルゼンチンには、経済投資環境において大変重い過去があります。2001年12月のアルゼンチン国債の債務不履行です。当時、日本円換算で総額10兆円以上の国債の元利払いが滞ることになりました。

その後、深刻な経済危機が続く中、1ドル11ペソの固定相場制から変動相場制へ移行してペソが切り下がりました。また、民間債務返済に関する再編案は、支払い停止中の旧債券を新債券に交換するという方法(一部債権放棄を含む)で行われ、今年2月には旧債券の額にして約75%の持ち主がその再編案に応じました。しかし、依然として巨額な対外公的債務の支払い停止問題が経済の足かせとなっています。林業関連の投資もその影響を免れません。

林業・木材産業の発展のためには、この債務不履行の完全解決が大きな鍵を握っているでしょう。

表1. 地域別天然林面積

単位:ヘクタール(ha)

	ミシオネーラ森林地帯	トゥクマン・ボリビアナ森林地帯	アンデス・パタゴニア森林地帯	バルケ・チャケーニョ	モンテ	エスピナル	合計
天然林	914,823	3,697,483	1,985,495	22,040,637		2,488,066	31,126,504
点在天然林	538,558	29,352		1,327,347		168,681	2,063,938
天然林計	1,453,381	3,726,835	1,985,495	23,367,984		2,656,747	33,190,442
その他樹林地	52,329	184,170	1,633,414	9,901,731	42,969,010	6,155,240	60,895,894

注) 1. 森林に関する各カテゴリーの定義

- 天然林: 樹高7m以上の樹種により樹冠疎密度が20%以上、面積が10ha以上。
- 点在天然林: 1000ha未満の農業景観内の天然林。
- その他樹林地: 樹高7m以上の樹種により樹冠疎密度が5~20%。または樹高7m以下の樹種の灌木で樹冠疎密度が20%以上。

注) 2. 地域カテゴリー

- バルケ・チャケーニョ: パラグアイ、ボリビアに広がるグラン・チャコ・アメリカーノ(アメリカ大草原)のアルゼンチン部分。
- モンテ: リオ・ネグロ県、パンパ県、メンドーサ県、サンファン県、リオハ県に広がる乾燥・半乾燥地の森林帯。
- エスピナル: 南緯28度~40度のブエノスアイレス県の外側に弓形に分布する森林帯。

<資料: 第1回天然林国勢調査(BIRF4085AR) 2002>

植林の歴史は浅い半面、成長が見込める分野としてチリなどから外資系企業が進出し、投資が進んでいます。現在、アルゼンチン政府は99年の植林法に基づき、①プロジェクト承認時の税制の30年間無変更等の税制安定、②所得税の特別償却、③森林投資に関わるサービス等に関する付加価値税還付、④森林開発に関わる資産税の免除、⑤500ha以下の植林コストの一部補助金給付、などの産業植林奨励制度を講じています。

樹木成長は世界でも早い国の一つであり、針葉樹の成長は約22~24立方mに達し、米国や豪州など主要林業国の1・5倍近く、ユーカリは同30~40立方mです。伐期輪

木材生産と輸出

木材の生産量は、1995年をピークにその後漸減傾向を辿り、2000年は56万立方mに留まっています。生産量の内訳は、針葉樹が約6割、ユーカリが約3割、やなぎ科が残り占めます。用途では、約4割が製材用、同じく約4割がパルプ用、約1割がボード類や合板用などに向けられています。

1987年から主にヨーロッパに対しパルプ用ユーカリ丸太の輸出を開始し、1993年から日本向けユ

平成17年度海外林業人材育成研修

実施予定のお知らせ

国際緑化推進センターでは毎年、民間の海外林業協力分野における優秀な人材の育成を目的として、開発途上地域において緑化普及、村落開発などに従事するNGO活動家等に対し、森林造成や住民参加型事業に必要な知識・技術の習得を図る「海外林業人材育成研修」を行っています。

本年度は、インドネシア国ヌサテンガラ州ロンボク島にて、下記の概要で実施する予定です。

実施時期：平成18年2月上旬

募集人数：15名程度

研修内容：●半乾燥地での育林技術
●ロンボク島で展開されている社会林業
●その他、森林と環境問題等について

応募期間：平成17年10月中旬

担当者：松井房子、飯田敏雅

☆詳細は確定次第、当センターのホームページ（<http://www.jifpro.or.jp/>）に掲載します。



基金への
ご協力

熱帯地域の森林造成に役立てて欲しいと次のご寄付をいただきました。

◆リンベル（株）を通じて個人247名様より、58万7060円のご寄付
◆杉村靖幸様より、1万円のご寄付



センター
の活動

「熱帯林業」編集委員会を開催

「熱帯林業」編集委員会を5月27日に開催し、63号の掲載原稿の最終検討と確定、続く64号の構成と掲載原稿の検討を行いました。なお、63号は6月25日に発刊されました。

平成17年度の評議員会・理事会を開催



17年度理事会・評議員会

平成17年度の評議員会および理事会を合同で、5月16日、ホテル・メトロポリタン・エドモントにおいて開催しました。

事務局から提出された平成16年度事業実行報告、収支決算報告、平成17年度事業計画案、収支予算案が、評議員会・理事会での審議を経て承認されました。

また、次期理事・監事・評議員の選任が行われました。舟橋彪前会長の辞任に伴い昨年度より空席となっていた会長職に、佐々木恵彦氏（日本大学副総長）が選任されました。

「マングローブ」パネル展示

4月29、30日の両日、東京の日比谷公園において、「みどりの感謝祭」と「森林の市」が開催されました。昨年まで森林の市は感謝祭とは別に五月下旬頃、代々木公園で開催されていましたが、今年から感謝祭と統合して開かれることになったもの。当センターは、「海の森」マングロープ」のパネル展示を行いました。マングローブは、熱帯・亜熱帯の海岸や河口の一部など潮間帯に生育する植物群。近年、エビ養殖池への転換や沿岸開発などで急減し、環境



や人々の生活に与える影響が懸念されています。先のスマトラ沖地震による津波でも、海岸線を守るマングローブ林の重要性が再認識されました。マングローブの特徴や生態系での役割、暮らしとの関わりなどを説明したパネルには、訪れた多くの市民が見入っていました。

このほか、海外での植林ボランティア活動を紹介する冊子の配布、熱帯林造成技術テキストの頒布なども併せて行いました。

黄砂対策植生回復実証調査事業委員会を開催

昨年度から5カ年事業として実施している「黄砂対策植生回復実証調査事業」の本年度第一回委員会を、6月10日に開催しました。平成16年度の調査報告書をもとに、各委員から初年度の調査結果の概況報告があ

った後、今年度のモンゴル、中国での現地調査の進め方等について検討を行いました。

国民参加海外森づくり事業委員会、同二部会合同委員会を開催

当センターでは、今年度より5カ年事業として「国民参加海外森づくり事業」を実施します。本事業は、地球温暖化防止と海外植林に対する一般市民やNGOの関心の高まりを踏まえ、海外植林に係わる情報ネットワークの構築と、NGO・国民参加型の海外植林促進基盤の整備を進め、地球環境保全のための海外森づくりを推進しようとするものです。本事業では委員会に加え、事業の内容を踏まえた二つの部会、「民間植林ネットワーク構築部会」と「NGO・国民参加植林活動促進部会」を設けることとし、事業開始に当たり、6月22日に委員会ならびに二部会の合同委員会を開催しました。

来賓の林野庁幹部から本件新規事業への期待が述べられた後、委員長・部会長の選出、今年度の実施要領・実施計画が審議され、各委員の意見等を踏まえ今年度事業を実施していくこととなりました。

あなたも国際林業協力に
参加しませんか

熱帯林の保全・造成、開発途上地域の振興、地球環境問題等が注目されています。わが国に対する「国際林業協力の要請」はますます拡大する方向にあり、それとともに国際林業協力を担う人材の養成確保もまた重要になってきています。

国際緑化推進センターは、政府開発援助や民間団体等が行う国際林業協力への支援・促進、これらの活動を支える人材の養成確保や情報の収集提供などを通じ、国際緑化の推進を図ることを目的として設立されたものです。

当センターでは、人材の養成確保対策の一環として林野庁の補助を受けて、平成3年度から国際林業協力に参加する意思をお持ちの方々に「政府開発援助やNGOなどによる国際林業協力」にふさわしい候補者として登録するための調査を行っています。国際林業協力に参加をご希望の方はご連絡ください。調査票をお送りします。

（財）国際緑化推進センター

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル
電話：（03）5689-3450
FAX：（03）5689-3360
電子メール：jifpro@jifpro.or.jp
ホームページ：http://www.jifpro.or.jp/

国際緑化推進にご参加ください

第15巻第3号（年4回発行）
平成17年6月30日発行

編集／緑の地球編集委員会
発行／（財）国際緑化推進センター

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3階
電話 03（5689）3450 FAX 03（5689）3360



明日の地球にゆたかな森林を残しましょう

——あなたもセンターの活動にご協力ください——

国際緑化推進センターの事業は、広く国民のみなさま、企業等のご協力によって造成された基金（国際緑化基金）の運用益によって行われています。当センターは、特定公益増進法人として認定されていますので、基金への寄付金に対しては、租税の特例措置が適用になります。

〈特例措置の内容〉

◆個人が贈与される場合：総所得額の25%を限度として、寄付金額から1万円を差し引いた金額が所得控除できます。

◆法人が贈与される場合：一般寄附金と同額の範囲内において、別枠で損金扱いとすることができます。

1本100円——あなたも熱帯に木を植えてみませんか

熱帯林造成基金

熱帯地域の緑化にあなたも協力ください。1本100円で立派な樹木を植えることができます。みなさまのご厚意がたくさん集まって、「森林」が生まれます。当センターでは、減少著しい熱帯林の造成を目指し、国民のみなさま、企業、団体などからの浄財を募り、熱帯地域での植林を実施しています。

国際緑化基金、賛助会費および熱帯林造成基金へのお申込み先
財団法人 国際緑化推進センター

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル

電話：03-5689-3450 FAX：03-5689-3360

＜ご送金は下記の銀行へお振り込みください＞

口座名…（財）国際緑化推進センター

●賛助会費：東京三菱銀行春日町支店／普通口座0496575

●国際緑化基金：東京三菱銀行春日町支店／普通口座0477245

●熱帯林造成基金：東京三菱銀行春日町支店／普通口座0497178

国際緑化の情報をお届けします——賛助会員へご入会ください
賛助会員は、個人会員と法人会員があります。

◆会費：個人 1口 10,000円

法人 1口 100,000円

◆資格：個人、法人、法人以外の団体、地方公共団体

◆会員へのサービス

会員は、国際的な森林・林業協力に役立つ情報の提供、当センターが発行する出版物および各種サービスを受けることができます。



財団法人
国際緑化推進センター

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル

電話：03-5689-3450

FAX：03-5689-3360

E-mail: jifpro@jifpro.or.jp

URL: <http://www.jifpro.or.jp/>